

公共下水道事業特別会計

平成 28 年度湖西市公共下水道事業特別会計予算

平成 28 年度湖西市公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,610,596 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 28 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1	分担金及び負担金	26,726
	1 負担金	26,726
2	使用料及び手数料	270,983
	1 使用料	270,863
	2 手数料	120
3	国庫支出金	110,000
	1 国庫補助金	110,000
5	繰入金	882,233
	1 一般会計繰入金	882,233
6	繰越金	30,250
	1 繰越金	30,250
7	諸収入	6,404
	1 雑入	6,404
8	市債	284,000
	1 市債	284,000
	歳入合計	1,610,596

歳出

款	項	金額
		千円
1	事業費	870,479
	1 業務費	362,600
	2 事業費	507,879
2	公債費	739,117
	1 公債費	739,117
3	予備費	1,000
	1 予備費	1,000
	歳出合計	1,610,596

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
企業会計移行業務委託	平成 29 年度	7,213
新居浄化センター運転管理業務委託	平成 29 年度～平成 30 年度	81,519
有毒ガス検知器リース料	平成 29 年度～平成 32 年度	286
下水道台帳システム GIS サーバーリース料	平成 29 年度～平成 33 年度	1,458

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	284,000	証書借入等	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	284,000			